

日医発第1022号（保200）
平成20年2月19日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

検査料の点数の取扱いについて

標記について、平成19年12月28日付保医発第1228002号で厚生労働省保険局医療課長から別添1のとおり取り扱う通知があり、平成20年1月1日から適用となりました。

本通知の内容に関して、本会において別添2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、本件につきましては、日本医師会雑誌4月号に掲載を予定しております。

（添付資料）

1. 検査料の点数の取扱いについて
（平19.12.28 保医発第1228002号 厚生労働省保険局医療課長通知）
2. 新たに保険適用が認められた検査（日本医師会保険医療課）

保医発第1228002号
平成19年12月28日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)の一部を下記のとおり改正し、平成20年1月1日から適用しますので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D001中(5)から(7)を(6)から(8)とし、(4)の次に次のように加える。
 - (5) ミオイノシトール定量
 - ア ミオイノシトール定量は、区分「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「12」のアルブミン定量精密測定に準じて算定する。
 - イ 空腹時血糖が110mg/dl以上、126mg/dl未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。

2 別添1第2章第3部第1節第1款D013中(9)を(10)とし、(8)の次に次のように加える。

(9) B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量

ア B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量は、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。

ただし、検査料については、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」のHBV核酸同定精密測定に準じて算定できる。

イ B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、HBV核酸同定精密測定、HBV核酸定量測定、DNAポリメラーゼを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。

◎「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発第0306001号)別添1第2章第3部中

改正後	現 行
<p>D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)~(3) (略) (5) <u>ミオイノシトール定量</u> <u>ア ミオイノシトール定量は、区分「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「12」のアルブミン定量精密測定に準じて算定する。</u> <u>イ 空腹時血糖が110mg/dl以上、126mg/dl未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に年1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。</u> (6)~(8) (略)</p>	<p>D001 尿中特殊物質定性定量検査 (1)~(7) (略)</p>
<p>D013 肝炎ウイルス関連検査 (1)~(8) (略) (9) <u>B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量</u> <u>ア B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量は、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査に準じ、区分「D026」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。</u> <u>ただし、検査料については、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」のHBV核酸同定精密測定に準じて算定できる。</u> <u>イ B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、HBV核酸同定精密測定、HBV核酸定量測定、DNAポリメラーゼを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。</u> (10) (略)</p>	<p>D013 肝炎ウイルス関連検査 (1)~(9) (略)</p>

■ 新たに保険適用が認められた検査

平成19年12月28日 保医発第1228002号 (平成19年12月28日適用)

<p>1. ミオイノシトール定量 (酵素サイクリング法)</p>	<p>D001 尿中特殊物質定性定量検査の「12」のアルブミン定量精密測定に準じて算定する。</p>	<p>120点</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D001尿中特殊物質定性定量検査」の(5)から(7)までを(6)から(8)までとし、(4)の次に右のように加える。</p>	<p>D001 尿中特殊物質定性定量検査 (5) ミオイノシトール定量 ア ミオイノシトール定量は、区分「D001」尿中特殊物質定性定量検査の「12」のアルブミン定量精密測定に準じて算定する。 イ 空腹時血糖が110 mg/dl以上、126 mg/dl未満の患者に対し、耐糖能診断の補助として、尿中ミオイノシトールを測定した場合に1年に1回に限り算定できる。ただし、既に糖尿病と診断されている場合は、算定できない。</p>	
<p>2. B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量 (酵素免疫測定法 EIA(CLIA))</p>	<p>D013 肝炎ウイルス関連検査に準じて算定する。</p>	<p>290点 ※検査料は、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」に準じて算定する。</p>
<p>平成18年3月6日保医発第0306001号の別添1の第2章「特掲診療料」第3部「検査」第1節「検体検査料」第1款「検体検査実施料」中、「D013肝炎ウイルス関連検査」の(9)を(10)とし、(8)の次に右のように加える。</p>	<p>D013 肝炎ウイルス関連検査 (9) B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量 ア B型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)定量は、区分「D013」肝炎ウイルス関連検査に準じ、区分「023」検体検査判断料の「5」の免疫学的検査判断料を算定する。 ただし、検査料については、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「4」のHBV核酸同定精密測定に準じて算定できる。 イ B型肝炎ウイルス感染の診断の補助及び治療効果の判定の目的で、血清または血漿中のB型肝炎ウイルスコア関連抗原(HBcrAg)を測定した場合に1月に1回に限り算定する。なお、HBV核酸同定精密測定、HBV核酸定量測定、DNAポリメラーゼを同時に測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	

(日本医師会保険医療課)